



NPO法人成年後見安心サポートネット熊本

理事長 井芹 浩文

〒860-0847 熊本市中央区上林町1番28

上通センタービル 305号

Tel : 096-288-3292

Fax : 096-288-3293

URL <http://anshin-net.jp>Email : anshin-snk@aioros.ocn.ne.jp

後見制度に対する研鑽を願う

NPO法人成年後見安心サポートネット熊本

理事長 井芹 浩文



長としての職務に自信が持てません。一つには私自身の努力不足がありますが、もう一つは後見制度そのものが置かれた社会的な役割の問題があります。

▽まずは後見制度を知つてもらおう

そもそも高齢者と障がい者に対する支援をするのが「後見人」の役割です。こうした高齢者や障がい者に対しては、「介護職」の方々も支援します。一般の方々は、病気になつたら医療保険制度を利用し、身体的に不十分な身体になつたときでも、なかなか後見契約とかの法的な問題に直面します。すぐに思いつきますが、契約を利用しようとは思わないのです。

△後見人がどうしても必要なケース

無料相談会は、毎月開いています。そこには、どうして後見制度を利用しないといけないということで、相談に来られる方が多いです。そうした後見人を必須とするケースは二つあります。

第一は、入院保証です。

つうは配偶者や子供たち、同じ居人が保証人になるのが通常ですが、そうした親族がいない、あるいはいるのだが、遠隔地に住んでいて保証人になれないので、保証人欄に「任意後見受任者」という法的立場で署名・押印します。入院に伴つてお菓子や歯ブラシ、ボリデントの購入、読みたい本を買ってきて（家から持つてきま

その意味で、まずは啓蒙活動として、「後見制度というものがありますよ」ということを知つてもらうことは我々が思つて以上に大事なことだと思います。

△後見人がどうしても必要なケース

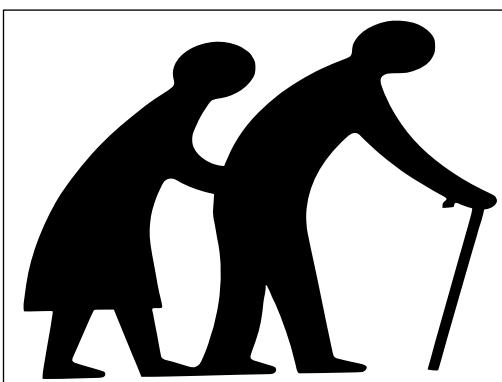
て）などなど身の回りの世話を必要になりますが、任意後見契約を結んでおけば世話してもらえます。

第二は、施設入所です。老人ホーム等への入所契約においては「連帯保証人」を求められます。本人が任意後見契約を結んでいれば、入院時と同様に、当法人が「任意後見受任者」の立場で、契約を結ぶことができます。契約の前の施設探しもお手伝いできます。

△直面する医療同意の問題

それとは別に、直面するのが医療同意の問題です。後見人は、親族と違つて大きな手術に対する説明と同意（インフォームド・コンセント）において、「同意」を与える権限はありませんが、「説明」は受けすることはできます。最後は医師側の措置にお任せします。緊急を要する手術もあります。本人の年齢や、手術の難易度など複雑な要素があり、一概には言えませんが、後見人（後見受任者）として最大限の助力を行つてきました。

正会員や賛助会員の方、育成研修を受けられた方は是非、後見実務研究会に参加して、研鑽を積んでいただきたいと願っております。



意後見契約などの締結を増やすことになると考えて日々、努力している次第です。

現場で問題解決能力を磨くのに加えて、「後見実務研究会」での上演習も将来役に立つと思います。あいぼーとで毎月一回、開いている後見実務研究会ですが、昨年度は、①地域包括支援センター（「ささえあ」）への相談②要介護認定の受け方、③介護費が高額となつたときの還元の仕組み、④特養など老人ホームの種類と利用法などを学びました。

安心サポートネットグループの力を結集して

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 豊留 一



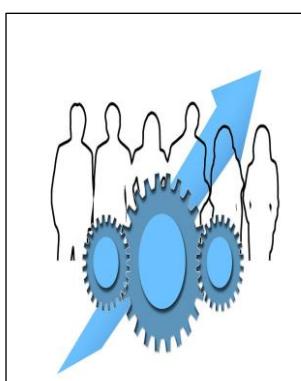
た。当初、成年後見制度は財産管理中心で運用され、福祉すなわち介護等の事実行為は重視されませんでした。

五月二十四日に「NPO法
人成年後見安心サポートネット
ト熊本」第十五回総会が無事
開催されましたことお祝い申
し上げます。当日の総会には、
私も昨年に続き参加させてい
ただきましたが、会員皆様の
懸命な努力の結果、順調な経
営がおこなわれていること併
せてお喜び申し上げます

安心サポートネットグループの歩みを振り返りますと、創設者森山彰理事長は、平成十二年安心サポートネットグループの歩みを振り返りますと、創設者森山彰理事長は、平成十二年に施行された成年後見制度の活性化を図るため、平成十六年に「NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット」を設立されました

しかし、森山理事長は、それだけでは制度の活性化には不十分であると考えられ、真に制度の活性化につなげるために、2つの基本理念として①「判断能力の不十分な高齢者や障害者の皆さんが、いつ

地域生活・死後事務安心サポートネット、NPO成年後見誕生し、さらに宗像地区にNPOを設立する準備を進めることがでておりま。地域後見を実現するために先頭を走つていただきました熊本の



卷之五

第3回市民後見人育成 研修を終えて	
<p>①趣旨目的</p> <p>超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者や障がい者の増加が顕著となる中、彼らの権利擁護と安心・安全な生活の確保は喫緊の課題です。成年後見制度はその一助となる制度ですが、後見人の扱い手不足が深刻化しています。こうした状況を開拓するため、地域に根ざした市民後見人の育成が不可欠です。NPF法人成年後見安心サポートネット熊本では、「地域後見の実現」を理念に掲げ、本人の意思を尊重し、生活支援に重点を置く市民後見人の養成を目指しています。第三回市民後見人育成研修は、制度の理解と実務能力の習得を通じて、地域社会に貢献できる人材の育成を目的としました。</p>	<p>理事 新納 豊</p>

第三回市民後見人育成研修は、令和六年九月から一二月までの四か月間、熊本県婦人会館を会場に全八回・計四八時間のカリキュラムで実施されました。研修では、法律・福祉・介護・障がい支援など

第3回市民後見人育成 研修を終えて

多岐にわたる分野を網羅し、専門家による講義とゼミナー形式の討議を通じて、実践的な知識と技能の習得を図りました。受講者は公募により選定され、研修修了後には正会員・賛助会員として当法人に参画する道が開かれていました。研修は、熊本県・熊本市をはじめとする自治体や福祉団体、報道機関の後援を受け、地域社会の信頼と期待に応える取り組みとして位置づけられていました。

③カリキュラム要旨

第三回市民後見人育成研修は、全八回にわたり、成年後見制度の基礎から実務、福祉制度、権利擁護までを体系的に学ぶ内容で構成されていました。

初回（九月十四日）は開講式とガイダンスに加え、社会保障制度の理念や市民後見人の役割について理解を深める導入回でした。第二回（九月二八日）では、任意後見と法定後見の制度的違いや申立て手続きについて学び、ゼミナール形式で制度の課題を討議しました。

第三回（十月十二日）は公証人制度と民法の基礎知識に焦点を当て、後見人として必要な法的素養を身につけまし

た。第四回（十月二十六日）は後見実務、遺言・相続、死後事務など、実際の後見活動に直結する内容を扱い、ゼミナールで理解を深めました。

第五回（十一月九日）は介護保険制度や熊本県の認知症施策、障害福祉・高齢福祉の現状を学び、第六回（十一月二三日）では介護契約のトラブルや在宅・施設介護の課題を取り上げ、後見人としての対応力を養いました。

第七回（一二月七日）は認知症と権利擁護、障害者福祉自立支援、国際的な障害者権利条約などを学び、懇親会を通じて受講者間の交流を図りました。最終回（一二月二二日）は認知症の理解を深めた上で、成年後見制度利用促進法の意義を学び、課題研究発表と座談会を行い、閉講式で修了証が授与されました。

このように、理論と実践を融合させた充実したカリキュラムにより、受講者は市民後見人としての基礎力を確実に身につけることが期待されました。

④育成研修を受講して

市民後見人育成研修を通じて、成年後見制度の意義や実務の流れ、福祉制度との関係性などを体系的に学ぶことが

④育成研修を受講して

できました。講師陣の熱意と、講義と、ゼミナールでの意見交換は、知識の定着だけでなく、後見人としての姿勢や倫理観を養う貴重な機会となりました。特に、実体験に基づく講師の話や、他の受講者の多様な視点に触ることで、制度の奥深さと社会的責任の重さを実感しました。今後は、正会員として実務研究会に参加し、地域に根ざした市民後見人として、安心安全な暮らしの支援に貢献していきたいと強く感じています。

き家も増え、いつの間にか家が解体され、更地になります。建売住宅が建築されています。住まわれていた方に、身内の方とかがおられなかつたら、どうされたのかなと思つたりしていました。

研修では市民後見についての講義が重点的にあり、一般市民でも後見人になり、高齢者の方、身体障がいなどハンデキヤツプをお持ちの方の手助けができるなどを学びました。私はまだまだ、知識も経験もありませんが、後見制度や、高齢者問題、障がい者の方の諸問題など各方面の専門家先生方から教えていただきました。今後も、少しずつでも知識を習得していくようしたいと思います。



ている。人と人との関わり、その関わりを通して気付くこと、感じること、頂いた温かい言葉や想いを今度は別の人にお返ししていくこと、といった人間本来のコミュニケーションの大切さは、今後ますます求められていくと思う。

私は昨年からお二人の「見守り契約」を担当させていただいているが、お電話すると「声を聞くだけで安心する、ありがとうございます」と言つてくださる。「微力ながらお役に立っているのかなあ」と感じることのできる瞬間である。

人は一人では生きていけない、人と人の縁というモノをこれからも大事にしていかなければと思っている。講師の方々の極めて質の高い研修会全八日四八時間学ぶことができたことに感謝したい

3

第十五回通常総会報告

令和七年五月

令和七年五月二十四日午後三時から熊本県中央区水前寺一丁目の水前寺共済会館グレ

ーシアで理事長以下十五名出席のほか委任状提出者九名、書面表決提出者十五名の計三十二名で第十五回通常総会が開催された。

総会では、①令和六年度事業報告、②令和七年度事業計画、③プロジェクトチームの課題と編成、④役員の改選の四議案が審議対象となり、井芹護利議長の議事進行により全議案とも原案通り可決された。

令和六年度 事業報告

(一) 総括

令和六年度には、「第三回市民後見人育成研修」の実施を最大の事業として実施した。

新聞広告も従来の熊本日日新聞に加えて朝日、読売、西日本各新聞に掲載したりしたが、応募者は十二人にとどまり、うち修了者は九人だった。月一回開催の無料相談会への参加者は依然として低水準にあ

り、活動は低迷した。

そうしたなかで、「成年後見制度の活性化」を旗印に発足した当法人としては、令和六年度には三つの重点目標を設定して活動を展開してきた。

第一は「任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備」で、相談会及び後見実務研究会の開催などを通じて受任体制の整備・強化を心掛けた。

第二の「人材育成」に関しては、先に述べた通り、「第三回市民後見人育成研修」を開催した。

第三の「地域後見の推進」に關しては、熊本県の「成年後見制度利用促進協議会」や、新たに熊本市の「孤独・孤立地域との連携強化に努めた。

受託・受任拡大のためには無料相談会の開催が力技となるが、相談者数が少ない状況を打開するために相談会数や広告媒体を増やすことを検討する。

当年度の事業収入総額は二十七万三千三四円で、対前年度比で四六%まで減少した。収入区分毎に前年度と比べると、会員減により会費収入は減り、寄付金収入も大幅に減少した。助成金はなかつた。

令和七年度 事業計画

(一) 事業収入の状況

令和六年度には、「第三回市民後見人育成研修」の実施を最大の事業として実施した。

新聞広告も従来の熊本日日新聞に加えて朝日、読売、西日本各新聞に掲載したりしたが、応募者は十二人にとどまり、うち修了者は九人だった。月一回開催の無料相談会への参加者は依然として低水準にあ

り、事業収入では、その時々で完結する「第一種事件」収入は一二四万一千七四七円だった。遺言執行が減ったためで、対前年度比四七%と大幅に減少した。継続して支援を行う

「第二種事件」は二九万八八〇〇円で、対前年度比一三〇%と増加した。

(二) 安心サポートネットグループ効果

福岡安心サポートネットは

月一回、後見実務研究会や任意後見研究会を開催している。当法人としては一名ないし二名が参加して、福岡安心サポートネットの先進的な知見を取り込むよう努めた。福岡安心サポートネットが設置している「基金」の運営審議会は八月と三月の二回開催されたが、ここでの基金規程改訂の議論に積極的に参加した。

令和七年度 事業計画

(一) 事件受託拡大チームと編成

(二) 啓発宣伝推進チーム

(三) 後見実務研究会チーム

(四) 自然と親しむ会チーム

受託・受任拡大のためには無料相談会の開催が力技となるが、相談者数が少ない状況を打開するために相談会数や広告媒体を増やすことを検討する。

(五) 業務の組織化・マニュアル整備

福岡本部のDX研究会の動きに合わせて当法人の諸規程も見直すとともに、業務ごとの手順書（マニュアル）の整備に努める。

福岡本部のDX研究会の動きに合わせて当法人の諸規程も見直すとともに、業務ごとの手順書（マニュアル）の整備に努める。

才竹紀美子	サブリーダー	岩瀬清治
井芹浩文	新納豊	井芹浩文
内村泰幸	才竹清治	内村泰幸
村上直子	岩瀬直子	村上直子
福留順一郎	井芹護利	福留順一郎
岩瀬井芹	新納豊	岩瀬井芹
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
永野	永野	永野
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
永野	永野	永野
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子	直子	直子
井芹	井芹	井芹
新納	新納	新納
豊	豊	豊
和久	和久	和久
輝彦	輝彦	輝彦
内村	内村	内村
泰幸	泰幸	泰幸
直子</td		

事件拡大チーム からの報告

チームリーダー 井芹浩文

受諾事件を増やすには、相談件数の増加が必要となりますが。その入り口に当たるのがあいぽーと（旧交通局）で開催している無料相談会です。問題は、その広報にあります。福岡本部や筑紫野出張所、宗像では、市の広報紙に掲載してくれたりするそうですが、熊本では、市の主催でない行事の広報は市民だよりへの掲載はできないと言われたことがあります。

そこで今は熊日のタウンペーパーに有料で広告を掲載していますが、今年度から読売新聞と西日本新聞にも掲載を依頼しています。わずかに相談者が増えてきたのも、その効果かなと思います。

他の広報手段としては、市のコミュニティーボードの活用があります。先日、相談に来られた方はコミュニティーボードを見てきたと仰っています。さるに努力します。

後見実務研究会 からの報告

チームリーダー 新納 豊

令和七年度の後見実務研究会は、新型コロナの影響が落ち着きを見せる中、順調に開催を重ねています。令和三年度は感染拡大による会場制限のため五回の開催にとどまり、令和四年度は市民後見人育成研修との兼ね合いで四回の開催となりましたが、令和五、六年度に引き続き今年度は月一回のペースで安定した活動が続いています。参加者の顔ぶれも多様化し、研修修了者や新規会員の参加が増え、活動に対するペースで安定した活動が続いている。これまでの実務研究会では、世代別による学びの場となっています。

これまでの実務研究会では、成年後見制度の基本的な理解を深めることを目的に、民法や後見法、相続法などの条文を中心とした学習を行ってきました。特に民法の親族法・相続法に関する条文は、市民の意見交換を通じて、理解を深めました。また、福岡の実務研究会で得られた知見を熊本にも還元し、地域間の連携を強化することも重要です。後見制度の担い手として、より多くの市民が安心して参加できる学びの場を提供し続けるため、今後も柔軟な運営と内容の充実に努めてまいります。

必要な周辺知識も幅広く取り上げてきました。
しかしながら、条文中心の実務力向上には限界があるとの声もありました。そこで令和六年度からは、講師の赤星憲志先生の提案により、より実践的な学習へと方向転換を図りました。具体的には、家庭裁判所から審判を受けた流れをマニュアル教材を用いて学び、実際の事例に即した対応力を養う内容へと進化させています。これにより、参加者が市民後見人として活動できるレベルの知識と判断力を身につけることを目指しています。

今後の課題としては、世代交代の必要性が挙げられます。組織の活性化のためにも新たなリーダーの発掘が急務です。ホームページの更新は、無料相談会の日時更新を中心に、各行事（総会、後見実務報告、自然と親しむ会等）をリアルタイムで皆様にお知らせ致します。又安心の広場の発行では、従来通り、発行は年1回ですがその年の目標に掲げる指標と実績を中心には、従来通り、発行は年1回になります。皆様からの御要望、御意見をもつと取り入れた、「安心の広場くまもと」に

啓発宣伝・デジタル化推進 チームからの報告

チームリーダー 岩瀬清治

今年の「自然と親しむ会」も、昨年度に引き続き、下益城郡美里町の山里の道を散策する「美里フットバス」に参 加してきました。今年は、美里町を流れる津留川と釧路院川の合流点に位置する「二俣橋（ふたまたばし）」を中心には、旧熊延（ゆうえん）鉄道遺構などを散策する「二俣橋△コース」を歩きました。参加者は井芹理事長を含む5名でしたが、今回も、美里町等で開催された「2024年全国フットバスの募集」と合わせて実施されたため、北海道や東北からの参加者もいて、お互いに地元のことを話しながら歩き、橋の影がハートの形に見え「恋人の聖地」として親しまれていました。また、福岡の実務研究会で得られた知見を熊本にも還元し、地域間の連携を強化することも重要です。後見制度の担い手として、より多くの市民が安心して参加できる学びの場を提供し続けるため、今後も柔軟な運営と内容の充実に努めてまいります。

まことに、発行は年1回ですがその年の目標に掲げる指標と実績を中心には、従来通り、発行は年1回になります。皆様からの御要望、御意見をもつと取り入れた、「安心の広場くまもと」に

自然と親しむ会 からの報告

チームリーダー 井芹護利

地域後見の現場から

二人の後見実務を終了して

理事 岩瀬清治

Kさん（当時七九歳）の法定後見開始に始まり後見終了（二〇二五年一月）迄の一四年間で、もう一人は、二〇一二年六月Sさん（当時八〇歳）の任意後見開始で始まり任意後見終了（二〇二五年一月）迄の一三年間でした。奇しくも終了は同時期で、葬儀も同期に重なり色々と苦労した事が思い出されます。

Kさんは前々夫の死亡で、実家に戻り、実家の商売を手伝っている時、兄の同級生の前夫と知り合い、同居生活を始めた。同居生活時（一五年間）は仲睦まじく、自宅の庭で一緒に盆栽や花壇作りに精を出していたが、兄が世間体を気にして婚姻を奨め結婚した。

結婚後、又養子縁組後その
状況が一変した。夫と養女は、
Kさんの財産を狙つたのか遺
言書を作成させた。又その後
は数々の精神的な暴力を受け
て入院、退院後は実家へ戻

男性存命中にSさんは三度家出したが、三度とも連れ戻しに来てくれたというのが自慢話です。男性死亡後は、（男性が支払ってくれた年金にて生活の保障をしてくれていました）故郷のT市へ帰り借家にて生活を始めました。その頃の面倒を看ていたT社協が余りの我が儘に手を焼いて、

い兄は前夫に離婚訴訟をする
よう要請し、和解金数百万円
を支払つて離婚させた。

その後は有料老人ホームI
にて九三歳の最期まで、職員
の皆さんに可愛がつてもらい
ながらの一生を送られました
当職としては、Kさんの財産
を守り、その財産を相続人代
表へ手渡し、職務を全う出来
た事が一番の喜びでした。

り、その後T市の有料老人ホームへ入所。離婚訴訟は、本人が認知症（後見）のため認

我が法人への協力を求めてきたのが切掛けでした。我が法人はSさんとの任意後見契約を結び、任意後見監督人を選任して、後見活動を開始しました。

兄一家と同居していたが、姉と共に突然出て行けと言われたことです。今までの暮らしにがずっと続くと思っていたので、困り相談に来られたそうです。高齢の方に住居を貸して

のみで、物品の届けだけでし
た。三ヶ月の入院でリハビリ
を受け、歩行器使用で移動が
できるようになりました。施
設に戻つてからは訪問リハビ
リのサービスも利用し、押し

い兄は前夫に離婚訴訟をするよう要請し、和解金数百万円を支払つて離婚させた。その後は有料老人ホームIにて九三歳の最期まで、職員の皆さんに可愛がつてもらいながらの一生を送られました。当職としては、Kさんの財産を守り、その財産を相続人代表へ手渡し、職務を全う出来た事が一番の喜びでした。

もう一人のSさんについての思い出を記します、Sさんは若い頃、ある男性と出会い深い関係になりましたが、その方には妻子が居られた為、春因は出来ませじでござる。

借家住まいの頃は（二〇一六年四月（八月）、週2回の呼び出しと、毎日の電話で大変な時期でした、何とか借家暮らしを止めさせて有料老人ホームNへ入所させた時は安堵の気持ちで一杯でした。入所した後もわがままし放題で、関係者を困らせましたが、二〇二四年五月（死亡の一年前）Nの社長が一人部屋から二人部屋へ移動させたところ、協調性が出て集団生活が出来る様に変化しました。最後の最後で関係者を喜ばせて、あの世へ旅立たれました。

（お二人とも良い人生を送られたと思います）

てくれるところは少ない上、経済的な問題もありました。高齢者に住宅を貸してくれるのは多くありません。県営住宅では、法人では連帯保証人として認めないと拒否されました。理事長が個人で記載してくれました。

何とか転居したその一年後に熊本地震があり、一人では不安なので（姉は入院中だった）転居したいとの要望があり、自分で高齢者住宅を見つけてきました。しかし、それでもNPO法人では、連帯保証人にはなれないのです。移行型任意後見契約受任者として署名し、やつと入居すること

車に戻りました。
夜間に施設から電話で腹痛を訴えるので、かかりつけの病院に連絡したが、診察は無理とのことで困っている。すぐに施設に駆け付け、本人の状態を把握。「このままで寝ることができない」との訴えだつたので、救急車を要請。隊員さんが聴き取りを行い、今病院に行くよりも明日一晩にかかり付け病院に行つた方がいいとの判断になつた。翌日は診察に付き添いました。

最近は外出と一緒に行つてほしいとの依頼が多くなりました。いつも「頼りにしている」と言われます。

特定見守り契約の担当者になつて
理事 才竹 紀美子

毎月、電話すると明るい声でいろいろ話をしてくれました。しかし、だんだんと体の不調を訴えられる事が多くな



**最近の「後見」
ニュースから**

ニユースから

▽「無縁遺体」3年間で10万人超

厚生労働省が孤独死で身元が分からなかったり、引き取り手がない「無縁遺体」の実態を調査した結果、二〇一八年から二〇二一年までの三年間で約一〇万六千人だった。

無縁遺体の場合、自治体は火葬の前後に親族を探し出し、遺体や遺骨、遺品の引き取りを要請する。そもそも身元が分からぬ場合や親族側が引き取りを拒否した場合、火葬後に遺骨や金品を保管する。

個人が残した現金があれば火葬費に充てるが、ない場合は公費から支払うことになる。

▽単身世帯は二〇五〇年に全世界の四四%



国立社会保障・人口問題研究所が二〇二四年十一月十二日発表した都道府県別世帯数の将来推計によると、全世帯に占める一人暮らし世帯の割合は、二〇二〇年に三八・

〇%から二六年後の二〇五〇年には四四・三%に上昇する。

四〇%を超えるのは二七都道府県に上る。

熊本県内の一人暮らし世帯の割合も二〇二〇年の三三・九%から二〇五〇年には四〇・八%に上昇する。未婚の人数が増え、少子高齢化や家族化が一層、進行するのが、ころ、回答した約一一〇〇の政令市・市区町村のうちマニユアル・内規が「ある」と答えた自治体は十一・二%に過ぎなかつた。自治体が困つている問題は、遺族の探し方や遺品・遺骨の保管期間・保管場所などが挙げられた。(二〇二四年十一月四日付読売新聞)

▽医学会が終末医療の指針改訂へ

日本救急医学会・日本集中治療医学会・日本集中

会・日本緩和医療学会の4学会が、終末期医療のあり方に関する指針の改定作業を進めている。

救急医療や集中治療室（ICU）の終末期の医療現場では、医療行為をどこまで行うかが絶えず問題となる。二〇一四年の指針では医療行為の中止について、本人の意思又は家族の同意、および医師団の総意を前提に、「2～3日以内」に亡くなることが予測される患者に限っていたため、実務上、「指針は使えない」との不満が救急現場から出されていた。

▽終の棲家奪う「押し買い」



東京都内に住む九〇歳と八歳の姉妹が昨年末、「終のみか」のはずだったマンショングを手放した。悪徳不動産業者の「押し買い」の被害にあったためだ。

この業者は、「終活のために亡くならないが、回復が見込めない場合には医療行為の打ち切りを可能にする」という。そうすると治療を終了した患者へのケアが問題となると考へて、新指針作成に当たつては、2014年指針を策定し、実際にリースバツク契約を結んだところ、「住み続けられるのは一〇か月」と言い、「期限がないと終活が進みません」と言葉巧みに持ち掛けた。

姉妹はこの時点で、消費生生活センターに相談し、対応した弁護士が物件を査定したところ約四三〇〇万円で、この悪徳業者は高値で転売して約一〇〇〇万円を濡れ手で栗式に大儲けしていたことが分かった。弁護士は一七〇〇万円の賠償を求めたが、最終的に業者が姉妹に一〇〇〇万円支払うことで折り合つた。しかし売買契約自体は無効とされ、姉妹は泣く泣く介護施設に移つた。(二〇二五年四月二十八日付朝日新聞)



無料相談会の
お知らせ

現在、毎月、ウエルバル熊本において「成年後見無料相談会」を開催しております。なお熊本市中央区上林町の当法人事務所においては、常時無料相談を受け付けております。

- ★ 開催日時
- ・九月二十三日（火）
- ・十月二十八日（火）
- ・十一月一七日（月）
- ・十二月二三日（火）

★ 開催場所

「ウエルバルくまもと」一階
熊本市中央区大江五一一一

- ★ 相談事項
- ・成年後見制度
- ・身上監護、財産管理等
- ・遺言、相続等
- ・死後事務

★ 担当者

- ・井芹理事長、両角副理事長
- ほか事件受託拡大チームの専門家が相談を受けています。

★ 広報

- ・「熊日タウンパケット」のほか読売新聞、西日本新聞に広

告を掲載し、ささえりあ等へのチラシ配布、新聞各社に短い記事掲載を依頼しています。

正会員募集の案内

★ 正会員の要件

安心サポートネットの設立の趣旨、目的に賛同し、かつ、この法人の事業の実施に必要な知識と技能を有する方、または、その取得に意欲を燃やし、努力を惜しまない方であることが必要ですが、その要件を満足する方ならどなたでも正会員になれます。

なお、当法人の「設立趣旨書」、「定款」その他の基本情報は当法人のホームページをご覧ください。

★ 入会手続き

入会希望者は履歴書を添えて入会申込書を理事長に提出してください。理事会による審査があります。

★ 入会金、年会費

正会員の義務として総会で定める入会金と会費を納入しなければなりません。

- ・入会金 金一万円
- ・会費 金一万円（年額）

寄付者紹介（敬称略）
令和六年四月
令和七年三月



賛助会員募集の案内

★ 賛助会員の要件

安心サポートネットの設立の趣旨目的に賛同し、かつ、賛助会員としての義務を果たすことにより、この法人を支援しようとする方ならどなたでも、安心サポートネットの賛助会員になれます。

入会希望者は入会申込書を理事長に提出してください。

入会希望者は入会申込書を発行できましたこと、感謝申し上げます。

合計 十九万七千四百十八円
九万六千四百三十九円
玉名市 五千円
匿名希望
岩瀬 岩瀬 二千円
木村 聖子 五千円
五島 幸子 二千七百七十九円
内村 直子 五万一千二百円
森山 澤子 三万円
福岡市 松尾 誠 一万円



編集後記

安心の広場の発行も十三回目を数えます。皆様のお蔭で発行できましたこと、感謝申し上げます。

今年の夏は、猛暑、豪雨等で庶民生活が乱され、近年稀にない程、甚大な被害がもたらされました。我が法人の計画した諸行事への参加者も少なかつたように感じました。天候のせいにしてはいけないです。次年度は、少数精銳の精神で更なる飛躍を目指して参ります。皆様のご協力宜しくお願ひ致します。

岩瀬 清治 記

